

(第五部)

第二十六回
參議院大藏委員會會議錄

二七五

事務局側		常任委員 会専門員	木村常次郎君
委員の異動	本日委員鮎川義介君辞任につき、その 補欠として八木幸吉君を議長において 指名した。	説明員	大蔵省主税局 税制第二課長 吉国 二郎君
出席者は左の通り。			
委員長	廣瀬 久忠君	大蔵省主税局 局税関部長 山下 武利君	
理事	木内 四郎君		
委員	西川 基五郎君 平林 刚君 天坊 裕彦君		
青木 一男君 稻浦 鹿藏君 木暮 武太夫君 下條 康麿君	○印紙税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)		
高橋 進太郎君 土田國太郎君 苦米地 英俊君 大矢 正君	○日本国有鉄道に対する政府貸付金の 償還期限の延期に関する法律の一部 を改正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)		
椿 繁夫君 野溝 勝君 杉山 昌作君 前田 久吉君	○特別とん税法案(内閣提出、衆議院 送付)		
八木 幸吉君	○印紙税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)		
國務大臣	宮川新一郎君		
政府委員	池田 勇人君		
大蔵省大臣	大蔵省主計 局法規課長		
大蔵省主税局長	大蔵省主計 局法規課長		
原	中尾 博之君		
純夫君			
○政府委員(中尾博之君)	○委員長(廣瀬久忠君) まず、産業投 資特別会計法の一部を改正する法律案 について内容説明を一つ簡単にしてい ただきます。		
別会計法の一部を改正する法律案につ きまして、内容を簡単に申し上げま す。	議事に入る前に委員の異動について 御報告をいたします。		
本日付で鮎川義介君が辞任し、その 補欠として八木幸吉君が選任されまし た。	本日付で鮎川義介君が辞任されまし た。		

産投会計の財源につきましては、御承知の通り貸付金の回収金及び利子、余裕金の運用利益あるいは特定物資納付金処理特別会計からの受入金と申しましたような、どちらかと申しますと、もうすでにきまつておるきわめて弾力性のない財源でございます。需要のできない財源でござりまするので、今後これらの財源だけを当然にしまして、産投会計の投融资を実施いたして参るという態勢に置いておきますることは、将来におきまして投融资の方の需きまして、当然不足といふような事態も考えられるわけでございます。このような場合におきまして、財政並びに産業投融资といふことは車の両輪のごときものになつております。このいすれにおいてもその工合が悪くなつて参りますと、いわゆる財政金融の調整問題といいたしまして、重要な問題になりますが、そつするときの説明ですが、そうするとせつからくこの規則を変えて資金を設けても、二ヵ年度、その資金は全部歳入歳出の資金から、投資部門へ入つてしましますね。そうしますと、今後資金を置くには、ことしあつたように財政上の余裕、あるいはやはり今のような自然増収があるといふときには、資金を作るために一般会計からの投資も考へておるんですか、どうですか。

○政府委員(中尾博之君) とりえず三十二年におきましては歳入金をもちまして三百億円を割愛いたしまして、これに補正措置を講じまして、これにつきましてはさつそく三十二年度におきまして産投会計の投資財源に百五

十億円を取りくす計画になつております。残る百五十億をいつ取りくすかということにつきましては、政府といたしましては金然まだ計画はございません。ただこれによりまして、今の産投会計の弾力性がそれだけ担保されてしまうということにとどまります。

なお、この資金は一般会計からの歳出金をもつて現在まかないましたので、将来これをもつて足りないという場合におきましては、さらにほかの財源からこれを補足するということは十分考えられるところでございます。あるいは必要がございました場合におきましては、財源さてざいますれば、一般会計からまたここに、資金に繰り入れるということも十分考えられるところでございます。それらの点につきましては、また将来の問題に属しますので、現在いつ幾らを繰り入れるといふたほどの繰り入れの制度のととくうような考え方まではございません。ただ一定割合の金をこれに繰り入れるといった資金ではございません。

○大矢正君 財政法第六条に規定している、会計年度末において生じた決算上の剩余金についての使途に対しても、翌々年までに二分の一を下らない額は公債や借入金の償還に充てるべきであるという規定をしておるわけですが、あります。が、会計の年度末に決算をして出てきた剩余金であるという形ではないかもわかりませんが、政府は、合併的脱法行為というかどうか、これはわかりませんけれども、いずれにして

も年度末にならぬうちに三百億の金を産投会計に繰り入れていくという、こういうやり方は、明らかに財政法上の第六条に即違反をするということにならないとしても、その基本的な考え方である剩余金の処理、用途に対する基本的な概念の上において私は明らかに正しくない措置ではないかと、このように考えるわけでありますが、この面に対してもどのような御見解を持つておられるか、まず伺いをしたい。

○政府委員(中尾博之君) 財政法第六条との関係についての御疑惑でございまが、政府といたしましては、形式的にはもちろん、また実質的にも決してお言葉にございましたような合法的脇法行為といふようなきらいのあるものとは考えてございません。その理由を二つほど申し述べます。これによつてあるいは御理解を得られるのじやないかと存じます。第一は、この第六条の規定は、決算が済みましてからのお金でいえば利益金処分に相当する規定でございます。今回の補正予算のとりました措置は、同じく財政法の規定に基づきまするところの予算の補正追加でござります。予算の補正追加ということは、財政法第二十九条によりまして、当然内閣といったましてその案を作りますて、国会に御提出いたしますということは、当然の制度として認められておるものでございます。この二十九条の措置と六條との措置は、互いに相関連する規定ではないわけございまして、これらの追加予算が組まれ、それがさらに実行せられまして、その結果出てきました剩余金の処分の規定が財政法四十一条並びに六条といったよ

うな規定になつておる次第でございます。次に、この資金を作りますといふと自身が、今年度の予算措置を必要といたしました一つの施策でございまして、これは年度補正予算をもつて措置いたしましたものでござります。これは国の経費の支出でござります。というは産投会計の需要に充てるために直接の歳出権を作つたものではないのでありまして、それがまた財源となります資金を作つたのでございまます。この資金を作るといふことが一つの歳出になるといふことは財政法二条の関係でござります。さような施策が積極的にござりますので、その点御理解いただきますならば、それが二十九条で行われたということでござります。二十九条で行われたのは補正予算の問題でございまして、六条はまたそれが済んでからの問題でござります。その辺で御理解をいただきたいと思います。

取があるからという理由に基いてやれることでありますから、この辺についてはなるほどそういう面が私は得意のところだと思います。しかし実際に、補正予算を組むなり、あるいはそういう行為をするからは、資金の使途なり見通しなりといつては三百億の金を産投会計に入れるけれども、百五十億はこれが明確に私はならなければならぬのが明確に私はならなければなりません。そこがあとの百五十億といふものは何に使うもののか、全然不明瞭であります。そういう不明瞭な金を残すということ自身が、やはりはつきり二十九条の補正予算を否認する私は根拠になるのではないかと、こういうように思うのであります。少くとも今の予算の現状、そういわゆる金を残すということ自身が、また実態から考えて、ほかに使うべき用途が幾らもあるにかかわらず、百五十億の金をいだならば裏せ金として置いており、しかも将来それがどういう形で使われるかということについても不明瞭な点については、非常に疑問意識があるのであります。こういう実態的な姿から判断をした財政法上の見解との相違を、私はこの際指摘しておきたいと思うのであります。この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

て現在これを設ける必要があつたからであります。すでに資金を設けますのでござります。そこで施策は終つておるわけではあります。さらにその資金といふものが将来いかなるものに使われるかということにつきましては、この今回の改正法律におきまして、この資金は第三条の二いたしまして「」の会計においては投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、「」とございまして、要するに産投会計におきまして投資を行います場合の歳入の補てんに用いるものでございます。それはその産投会計の歳入財源の弾力性を補強するためであるから当然のことでございますが、それに尽きるのでございます。それ以上の見通しといいますか、ということは、これは法律の問題でございません、見通しの問題でございまします。将来のことといたしまして、この資金がいかなるものに充てられるかといふことは将来の問題でございまして、この資金も含め、産投会計のほかの歳入も含めまして、それがその年の財政投融资の財源として充てられるものでござります。たまたま昭和三十二年度は、この二年度の予算を作ります場合と三十一年度の補正を作ります場合は時期がほとんど一致しておりますけれども、前後いたしまして、これが具したので、三十二年度の産投会計の財源に充てますする分の百五十億というものは、この資金を設置いたします場合と同様、前後いたしまして、これが具

体化しておるからこれがわかつておるだけございまして、将来の分もその時期になりますればこのように明確化されるわけであります。これが明確化いたしました場合には、今度は今回のよろな資金の設置とは違いまして、今度は資金の取りくすりでござります。取りくすしてこれをどう使うかということは、その年度その年度の産投会計の歳入歳出になるものでございまして、これはまた予算として別途国会の御審議を得ることになるわけでござります。事の順序がそういうふうになりますので、今これがどこに充てられるかどうかといふことは、その程度に限定されちゃんと明確にされておるわけであります。どこの会社の何に当るかということは、これはただいま申しましたような関係でござりますから、将来のこととあり、将来としてはどの分といふには充てがたいものであるといふ点の御理解をちょうだいいたしたいと存じます。

なつておらない金を寝せておくといふことに対するこりい考え方、こういいう措置が、すでに財政法の基本的な考え方方と私は反しているのではないかと、いうことを申し上げている。少くとも当三十一年度なら三十一年度における剩余金ないしは自然増収その他によつて当然出てくるであろう金については、その年度内において使用するのが一番すなおな正しい考え方であり、なまた、そこで剩余金が出る場合、初めてあなたが言われる通りに、寝せ金も出てくるかもわかりませんけれども、原則としては、やはりその年度内において赤字を生じておるもの埋めて、そしてその後に持つてくるべきものではないかと思うので、これはまあ政治論であつて、あなたに具体的に申し上げてもいたし方ない問題だと思うのですが、そういうものの考え方方が、私は財政法の趣旨と反しておるのであります。手続上において——それはあなたの方でありますから、みすみす手続上誤まつておることをやるということはないと思いまして、あなた方は、非常にうまい理屈をつけて、そうして先ほど私が申し上げましたように、年度末会計の決算をやる以前において、これは補正予算だという形の中で三百億の金を繰り入れるというような、非常に上手な脱法行為をやつておりますから、これは法律の面から指摘する面はないけれども、今私が再三申し上げたような考え方や行為の中では、非常に法律に触れる感じがするというものがあることを指摘しておるのでですが、どうですか。そらう現実的な判断から推して、あな

○政府委員(宮川新一郎君) 大矢委員の御指摘の点、こもつともなところでござります。法律論といたしましては、法規課長から御答弁申し上げましたように、おおむね御了承願つたようあります。が、今回、産業投資特別会計の中に資金を設けまして、これに三百億を繰り入れる措置をいたしましたのは、御承知のように、産投特別会計の原資と申しますものが、特別減税国債の発行による収入金でありますとか、米国対日援助見返り資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金でありますとか、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金でありますとか、非常に限定されておるわけであります。

一方特別会計におきまして出資を要します、また逆に申し上げまするならば、出資の需要が各方面に巨額に上つております。こういうふうに特別会計の持つておりまする原資が非常に制約を受け、一方非常に多額な要請がある。こういう際におきまして、非常に窮屈な特別会計の原資に弾力性を持たせまして、経済の発展に即応するよしな効果をいたさせまするためには、資金を保有させまして、これに所要の繰り入れをいたしておこしが適当と認めたことによるわけございまして、法律的に申しまするならば、資金を作り、これに所要の財源を繰り入れる、これが三十一年度の歳出の要因であります。これによりまして、その財源をいたしまして、三十一年度の自然増収をもつて充てる。これは三十一年度の歳入をもつて充てることであります、年度独立の原則を破るものではない

い。ただここで政策的に、たとえば食糧管理特別会計の赤字を埋めてはどうか、あるいは健康保険の関係の赤字を埋めるためにさらに多額の繰り入れをしたらどうか、これは大きな政策論でござります。ところが、今問題になりました一点につきましては、たびたび大蔵大臣も各委員会を通じて答弁申し上げておりますように、食管の赤字をにつきましては、決算の確定を待つて、かつ特別調査会の結論を得た上で処理することになつております。今日決算の確定を待たずして、急いで二十一年度の赤字を埋めることは適当でない。また健康保険関係につきましても、ただいま御審議願つておりますように、国庫も一部の負担を行い、また受診者にも若干の負担をしていただしたことによりまして、健康保険特別会計の方の収支が健全になるよう方策も講じておるといふようなことを彼此勘案いたしまして、この際、産業投資特別会計に資金を融資をして、これに所要の財源といたしまして三百億繰り入れることが適当と、かように判断したものでござります。御了承願いたいと存じます。

うな意味のことをおっしゃられたから
に思つたのですが、そうですか。
○政府委員(宮川新一郎君) 平林委員會
の御指摘ですが、速記録をこらん願う
とわかると思ひますが、さよなること
は申した事實はございません。
○平林剛君 これは結局、昭和三十一
年度に政府が考へてたより、税金の
自然増収がたくさんあつた。それで
それをみすみす剩余金に回してしまふの
はどうも分別のないことだ。こういう
機会だから何かやつろ。こういうこと
が動機だと私は思うのですけれども、
その理由をあなたの方は、まあ財政経済
の調整を推進する考え方であるとか、
あるいはいろいろな財政投融資に余裕
を持たせるためだという御説明をして
おるわけであります。あとでいろいろ
とつてつけた理由と私は思うのですが
ね。今のようなふうに措置をとつたものであ
るから、国民に返せという理論も、素
朴な意見としてはあるわけですね。減
税をもしそれでやろうと思えばできる
のですが。

うじやないかという配慮のもとに減税することも私は可能であると思います。ただ、政府といたしまして、この際、資金を作つて三百億繰り入れましたのは、先ほど来御説明いたしましたように、この際やはり経済の伸びに応じて、さらに経済の底力を作り、発展させたためには、こういうことをした方がいい、こういう配慮に基くものであります。

○委員長(廣瀬久忠君) ほかに御質疑はございませんか。——質疑はこれをもつて終了したものと認めて御異議ないと認めます。

○平林剛君 私は社会党を代表して、反対の意見を簡単に述べさせていただきます。

「反対の理由の一つは、先ほど大矢委員が指摘いたしましたように、財政法第六条の建前から見まして、今回とられた政府の措置にはなお疑問が残されておると思います。もう一つの反対の理由は、先ほど私が指摘しましたように、結局、これは、昭和三十一年度に政府が予想していたよりももつて思ひがけない税の自然増収があつた。こんなに自然増収があるならば、これをそのまま今までの規定によつて明年度の剩余金に回してしまふということでは策がないじゃないか。そこで、それなれば、財政上の彈力性を持たせるとか、産業投資特別会計の方のいろいろな調整を推進するといふ方にやろう

じゃないか、こういふうに、自然増を中心にしてそのやり場をここに求めた。決して政府が説明していることを主体としてこの措置がとられたのでは

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御意見も
ないようであります。討論は終局し
たものと認めて御異議はございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと
認めます。それではこれより採決に入
ります。
差支費資本割合計法の一部を更正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)を問
題に供します。本案に賛成の方の御挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(廣瀬久忠君) 多数でござります。よつて、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付) 本案は可決すべきものと決
定いたしました。

請願の手續は慣例により 委員長に
御一任願います。

署名を願います。
多数意見者署名

木内 四郎
天坊 裕彦
木暮武太夫
高橋進太郎

土田国太郎
下條 康麿
前田 久吉
苦米地英俊
杉山 昌作

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、とん税法案及び特別とん税法案の両案を一括

議題として、質疑を行います。

私はそういう三つの理由から、この法律案に対しましては、反対の態度を明らかにしたいと思います。

○説明員（山下武利君） 純トン数と申しますのは、従来登録トン数と称せられておつたものであります。普通使われております総トン数から、船員の室でありますとかあるいは機関室、あるいは船の操縦に必要な各室の容積を除外したものでありますて、理論上これが貨客の運送用に供すべき容積でありますと、とん税その他の課税標準となつておるものでございます。

○大矢正君 これは、客を乗せる部分という意味ですかね。客船の部分は除外されるじゃないですか。

○説明員（山下武利君） 貨物を載せるところとお客様を積むところとが両方入つておる、こういうふうに御承知を願います。

○大矢正君 両方課税の対象になるといたりですか。

○説明員（山下武利君） その通りでございます。

○大矢正君 それでは次に、開港数は、関税法ですかによりますと、六十六になつてゐるわけであります。そこの六十六の開港しているところは、いろいろ港湾施設その他の修理であるとか、補強であるとかいうものを逐次当然やつておると思うのであります。が、こういうような港湾の施設その他の費用は、これを国が負担をするものであるのか、國が行なつておるのであるのか、地方自治体が行なつておるのであるか、その点ちよつとお尋ねをしたいと思います。

○説明員（山下武利君） 港湾法の第二十九条によりますと、港湾の普通の維持運営に伴います経費は、港湾管理者が自弁でこれをまかなうということになります。それから港湾の修築

◎大矢正君 そういたしますと、港湾施設の修理補強といふものは、多少政府の補助はあるけれども、原則的には地方自治体がその費用を負担するというふうに解釈してよろしくござりますか。

○説明員(山下武利君) 法律に基きます国の補助の部分を除きましては、原則として地方自治体であるところの港湾管理者にまかしておる、こういうことでござります。

○大矢正君 港湾の補修であるとか、補強であるとか、そういう費用が、事实上地方自治体で支弁される状況下にありながら、とん税は国がこれを吸い上げるということについては、どうも理解に苦しむのであります。もちろん、新しく創設をされる特別とん税は、これは地方に譲与になるのでありますから、この点は問題がないのであります。さほど國が力を入れておらぬこういう港湾施設に対して、そこから上つてくるところの外航船舶に対するとん税は、これは國が吸い上げると、いうのは、何か、地方自治体に仕事だけやらして、金は國が吸い上げるといふようなことで、まことに不可解なんだと思いますが、これは一体どういう根拠からこういうことをやられるのか、その点お伺いをいたします。私は、前の法律であるとん税が今日あることに、については多少疑義があるのでありますて、こういふ点に対するお答えをいた

○説明員(山下武利君) とん税と申しますのは、この前法案の内容を御説明申し上げましたときにも一応触れたのあります。外國貿易船が開港に入港いたします際に、その純とん数に応じまして課します一種の流通税であります。これは世界各国とも同じような法制を持つておるわけであります。国税によるよろな場合もあります。しかしながら、いろいろ調べてみましたが、港湾の修理その他維持運営に伴う経費として、これを目的税に還元するという制度をとつておる国はないよろに見受けであります。日本におきましては、もちろん、これは明治以来国税でありまして、何らの目的を付さずな國庫に収納いたしておつたわけであります。これを一種の目的税のよろな形で地方に還元してもらいたいといふように御要望は、かねて港湾管理者側から伺つておつたところであります。私は、これは私見でございますが、とん税の性格から申しまして、また、世界的な慣例から申しまして、目的税をするということは必ずしも妥当でないというふうに考えております。

でないといふに考へておるわけですが、ござります。港湾の計画は必ずしも開港に限りません。それからまた開港に入つてくる外國船の隻数に關係なく、独自の立場から計画され、そうして法律の定めるところに基いて國がそれに對して補助をするということとくわけあります。港湾の事業に充てることと付して妥當でないと考へておるわけあります。

が徵収するわけでござります。この手
料はもとより市町村の財源にならな
いので、不開港については固定資産税
だけはまけてしまつて、とん税は入ら
ない、従つて不公平ではないかといふ
御議論があらうかと思ひます。かねて
して、不開港都市につきましては固定
資産税の配分方法を若干ふやす、そし
てその辺の不公平を是正するというこ
とに打ち合せをしております。

者がその経費に充てるというのが法の筋でございます。ただ実際問題といいたしまして、各港湾とも船舶の誘致等に相当の競争がありまして、なかなか港料といらるのはとりにくい建前である。従つてこれは一つ国が税としてとって、それを港湾都市に還付してもらいたいというのが、從来からのいろいろな御意見であったわけであります。しかし、少くとも今の港湾法の建設として、國が税としてとつ前から申しまして、

反対の理由であります。先ほどの質問の中でも具体的に述べておいたのであります。特別とん税の一トントン税のみの経費をもつて港湾施設の補強その他に充當することはなお不足であり、私は兩とん税とも地方自治体に当然譲りすべきである。こういうふうに考えております。次に、当然今申し上げましたような考え方でござりまするからして、とん税法案、それからやらには特別とん税というふうに二本の

高橋進太郎	土田國太郎
苦米地英後	下條 康鷹
杉山 昌作	前田 久吉
八木 幸吉	
○委員長(廣瀬久忠君)	次に、特別
ん税法案について討論に入ります。	
意見のおありの方は賛否を明らかに	
てお述べを願います。(異議なし)	
呼ぶ者あり)	
討論は終局したものと認めて御異	
はございませんか。	

○大矢正君（開港されている港）：あります。不開港といふ言葉があるかどうか存じませんが、開港していない港に船が入つても、実際的にこれはとん税はとられないということがありますね。その辺がちょっと不可解なんですが、同じ船が入ってきて、開港であるからとん税がとれる、だから開港はそのとん税を基礎にして港の港湾の修改策もできる。ところが開港していない港と同じ船が入つても、とん税がとれないから、その港ではこういう港湾施設の修改策ができるないというよくな、こういう矛盾があるのであります。これと、それから特に外航船舶に対する固定資産税の問題と関連をさして、一つあなたの御見解を承つておきたい。

○大矢正君 特別とん税が創設をされ、一トン当たり十円というものが課与されるということがこの法律の建前になっております。私はこの十円だけではなくて、当然八円のトン税の方も、これは開港所在の市町村にやっぱり還付をしてやるべきではないかと思うのであります。提案の趣旨はそうではありますんで、この面についての意見は述べませんが、私は特別とん税の十円だけでは当然開港所在の市町村では不足だと思いますので、別途何らかその入港手数料と申しますか、あるいは何と申しますか、これは御勘案いただいてつけどうだと思うのですが、別途に徴収するような方向を考慮してもよいのではないかというような気もするのですが、この面に対するあなたの方の御見解を承りたいと思います。まさに入港料をとつて港湾管理

たものを地方に還付して、それを港湾費の維持運営費に充てるということは、今の港湾法の建前に反するということからして反対をしておるわけでござります。お尋ねのよろな、入港料といふものは、現在とれる建前になつてゐるし、これをとることによつて港湾の経費に充当していくといふのが、まさに法の建前であるというふうに考えておるわけでございます。

○大矢正君 最後にもう一つ。これはちよつと疑義があつたのでお尋ねしておきますが、不開港は、これは当然とん税がとられないわけですね、だから入れ港手数料をとる。この入港手数料の方に行くのですか、その港のいわゆる管理者ですか、地方の自治体がとるわけですか。

○説明員（山下武利君） 国の収入でござります。

○委員長（廣瀬久忠君） 他に御質疑はございませんか。——質疑はこれをもつて終了したものと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○大矢正君 私はこのとん税法案、それから特別とん税法案、両案ともに反对をいたします。

法律が必要といったしません。これは当然一本にすべきであって、一つのところの税法案にまとめて、ただいま申し上げましたように、そのすべてを地方自治体に譲与をする、このように考えて、私は提案にありまする内容の両とん税法案に対しては反対をいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御意見あるございませんか。——討論は終局したるものと認め、御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) それではこれがより採決に入ります。とん税法案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方の御掌手を願います。

〔賛成者掌手〕

○委員長(廣瀬久忠君) 多数であります。よつて、本案は可決すべきものと決定いたしました。

諸般の手続は慣例により、委員長に御一任願います。

なお、本案に賛成された皆さんは順次御署名を願います。

多數意見者署名

〔異議なし」と呼ぶ者あり）
○委員長（廣瀬久忠君） 異議ないも
と認め、それではこれより採決に入
ります。
特別とん税法案（内閣提出、衆議
送付）を問題に供します。本案に賛
のお方は御挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長（廣瀬久忠君） 多数でござ
ます。
よつて本案は、可決すべきものと
定いたしました。
諸般の手續は慣例により、委員長
御一任願います。
なお、本案に賛成された方は順次
署名を願います。
多數意見者署名
木内 四郎 西川 基五郎
天坊 裕彦 青木 一男
稻浦 鹿藏 木暮 武太夫
高橋 進太郎 土田 国太郎
苦米地 英俊 下條 康麿
杉山 昌作 前田 久吉
八木 幸吉

が徴収するわけでございます。この手数料はもとより市町村の財源にならないもので、不開港については固定資産税だけはまけてしまって、とん税は入らない、従つて不公平ではないかといふ御議論があるうかと思ひます。かねて地方自治体とこの点は相談をいたしましたして、不開港都市につきましては固定資産税の配分方法を若干ふやす、そしてその辺の不公平を是正するといふことに打ち合せをしております。

○大矢正君 特別とん税が創設をされ、一トン当たり十円というものが護符と税率として開港所在の市町村に還付をされるということがこの法律の建前になっております。私はこの十円だけではなくて、当然八円のトン税の方も、これは開港所在の市町村にやっぱり還付をしてやるべきではないかと思うのですがあります。提案の趣旨はそろではありますんで、この面についての意見は述べませんが、私は特別とん税の十円だけでは当然開港所在の市町村では不足だと思いますので、別途何らかの入港手数料と申しますか、あるいは何と申しますか、これは御勘案いただいてけつこうだと思うのですが、別途に徴収するような方向を考慮してもよいのではないかというような気もするのですが、この面に対するあなたの御見解を承りたておきたい。

者がその経費に充てるというのが法の筋でございます。ただ実際問題といいたしまして、各港湾とも船舶の誘致等に相当の競争がありまして、なかなか入港料といらものはとどくにくい建前である。従つてこれは一つ国が税としてます。しかし、少くとも今の港湾法の建前から申しまして、国が税としてつたものを地方に還付して、それを港湾の維持運営費に充てるということは、今の港湾法の建前に反するということからして反対をしておるわけでござります。お尋ねのよろな、入港料といふものは、現在これる建前になつてゐるし、これをとることによつて港湾の経費に充当していくというのが、まさに法の建前であるというふうに考えておるわけでござります。

反対の理由であります。先ほどの質問の中でも具体的に述べておいたのであります。特別とん税の一トントナリのみの経費をもつて港湾施設の補強その他に充当することはなお不足であり、私は両とん税とも地方自治体に当然譲与すべきである、こういふふうに考えております。次に、当然今申上げましたような考え方でござりまするからして、とん税法案、それから申上げたように二本の法律を必要といたしません。これは当然一本にすべきであつて、一つのところにまとめて、ただいま申し上げましたように、そのすべてを地方自治体に譲与をする、このように考えて、私は提案にありまする内容の両とん税法案に対しても反対をいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、特別
ん税法案について討論に入ります。
意見のおありの方は賛否を明らかに
てお述べを願います。(「異議なし」
呼ぶ者あり)
討論は終局したものと認めて御異
はございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(廣瀬久忠君) 異議ないも
と認め、それではこれより採決に入
ます。
特別とん税法案(内閣提出、衆議
送付)を問題に供します。本案に賛
の方は御挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(廣瀬久忠君) 多数でござ
ます。
よつて本案は、可決すべきものと
定いたしました。
諸般の手続は慣例により、委員長
御一任願います。
なお、本案に賛成された方は順次
署名を願ります。

多款意見署名

木内 四郎	西川甚五郎
天坊 裕彦	青木 一男
稻浦 鹿藏	木暮武太夫
高橋進太郎	土田国太郎
苦米地英俊	下條 康麿
杉山 昌作	前田 久吉
八木 幸吉	

○委員長(廣瀬久忠君) 都合により、
苦米地莫後 下條 康麿
杉山 昌作 前田 久吉
八木 幸吉

関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行います。〔質疑なし〕「異議なし」と呼ぶ者あり別に御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(廣瀬久忠君) それではこれより日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私は、この法律案に対しでは反対をいたします。その理由は、前の質疑の際に述べましたように、結局、國鐵當局は運賃の値上げによりまして、今日國民に生活費の膨張を強要しておる。政府またこれに必要な法律案を議会に上程いたしまして、すでに本会議を通過したところであります。結局この法律案は、この運賃の値上げということを前提として償還計画を立てたものでありますから、私はそういう意味でこの法律に賛成しがたいのであります。

簡単なとおりですが、これが反対の理由であります。

○委員長(廣瀬久忠君) 他に御意見もないようではありますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないもと認めます。日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方の御掌手を願います。

それではこれより採決に入ります。

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成の方の御掌手を願います。

諸般の手続は慣例により、委員長に御一任願います。

なお、本案に賛成された方は順次御署名を願います。

木内 四郎	西川甚五郎
天坊 裕彦	青木 一男
稻浦 鹿藏	木暮武太夫
高橋進太郎	土田国太郎
苦米地英俊	下條 康磨
杉山 崑作	前田 久吉
八木 幸吉	

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、印紙税法の一部を改正する法律案、本法案について質疑を行います。

○大矢正君 今度の法律改正によつて手形の額面によって金額を決定する、この額面に入る手形の枚数、そうしてそこから上ってくるところの税収入といふものに対する参考資料と申しますが、今までのところ、まだ具体的にこの表をお願いいたしたいと思います。

が、まだ私どもいたいでおりませんので、その点に対する政府の数字の発表をお願いいたしましたが、その結果になります。

○説明員(吉国二郎君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。今回階級別定額税を課します手形は、為替手形及び約束手形のすべてでございます。

が、その中で金融機関相互間の手形の手形の総枚数は、これは正確には全

てあります。それから次に五〇%の税率の適用を受けます、五十円の定額税率

それらの階級別の枚数、それから金額形、これが一千八百九万枚、これの税額が九億五百万円、これは從来は十円

の税額でございますから、増差税額、これから予算の増額二十億円というの

でございますが、手形交換所を経由している手形につきましては、これは枚数がはつきり出ております。それから

は書きかえをいたしますが、この枚数は三億五千三百万円、これによる増収額

が三億一千八百万円、それから次に、二百円の階級定額の税率の適用を受け

ます五百萬円以下百万円超の手形が五百萬円以下百万円超の手形が百

六十万円四千枚、これによる増収額が三億三千九百四十万円、それから

が一千八百四十万円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます五百萬円以下一百万円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十万円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十万円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十萬円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五萬円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二萬円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一萬円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一萬円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下十円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから十円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下二円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから二円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから一円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下五百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百萬円、それから五百円の階級定額の税率の適用を受け

ます一百萬円以下一百円超の手形が一百萬円、これによる増収額が

が一百

さつと七倍七分になつてゐるのであります。この三者を合計いたしまして、そのほかになお七十社ばかり追加の数字がありましたので、私それを計算いたしましたと、全体が九倍一分四七の増加になつております。これは千六十五社の平均であります。ところがこの前、予算委員会で大藏大臣に、この通りどうも私もどもに入つてゐる資料ではト数倍、少くとも八倍ぐらいになるので、政府は一体どういう実績に基いてこの計算をお出しになつたのか、こういふことを伺いましたら、池田大蔵大臣のお答えには、政府の方でも約千社ばかりの民間の実績を調べた結果であるから、そう間違はないはずだ、こういう答弁がありまして、私事務当局の方に、その千社の実績を見せていただき、私どもに來ている資料と比較する上に非常に便利である。私どもに集まつてゐるのは、織維を中心としたの資料しか集まつておらんから、ほかの方とは比較できぬかもしけぬから、こういふことを申し上げまして、その千社に対する資料の要求をいたしましたのであります。そりいたしますと、その当時に何か御答弁のときの行き違いで、実は千社ではなくして百社であったのだ、こういうお話をございまして、いや、それは百社でもけつこうですから数字をいただきたい、こう申し上げて、今朝ようやくその数字をいだいたのでありますが、その数字によりますと、政府でお調べになりました数字によりますと、資本金一億円以上の会社をお調べになつた結果が二十三倍二七になつておる。それから一千万円以上の会社が、お調べになつたのが十一倍五八、二百万円以上の会社が

九倍六、二百万円以下の会社が五倍、
た数が九十八であります。そういう
結果が出ております。お調べになりま
した業態は、製造業としては織維、
紙、鉄鋼、電機、食料品、機械、船舶
その他、それから海運、電気、ガス、
銀行、販売業は百貨店、卸売その他の
商業会社、小売業では洋品、呉服、酒、
紙、袋物、食料品、化粧品、小間物、
こういったような方々にわたってお調
べになつたのであります。要するに
五倍から二十三倍二七になつてゐる。
それから昨日予算分科会で御当局に同
いましたところによりますと、手形交
換所の手形の平均の金額は、額面金額
が約二十五、六万円である、こういぢ
お話をありまして、かりにそれを見ます
しても、やはりこの税率では十円が五十
円になるのでありますから、五倍で
あります。そこで今の税金は約七億見
ておるとおっしゃるのでですから、五倍
といいたしましても三十五億円、今の予
算の二十七億よりは八億円ばかり多い
のであります。

お変えになるときには、なるべく少な目に見て、徐々にこれを改めていくといふのが当然であると思うのですが、われわれがまた織維の方の約千社ばかりの実績から見ましても、約十倍内外の増額になつておる。ところがもう一つ考えなければならぬことは、これは法人税なんかと違いまして、利益があつてもなくともやはり税金は払わなくちゃならぬ。これはファースト・コストになるわけでありまして、そこで私も伺うのも、間違いがあつてはいかぬと思いまして、この最初の五十七社の一体税金はどれくらい払つておるのだということを商社に聞きましたら、最近写真電報で言つてきたのですが、それによりますと、五十七社が昨年一ヵ年に支払いました収益税、法人税その他諸税の一切を含めまして十二億六千九十九万三千円、これが税額であります。ところがこれだけの税額を払つておる商社が昨年一年に支払いました印紙税の金は八百三十三万六千円であります。けれども、公正の立場から言えば、私は相当これはとり過ぎじゃないか、しかも急激じゃないか、こう思いますので、この点を政府に伺うわけであります。

ではどれくらいとられるかということを開きにやりましたら、三百八十三万円税金を払っているものが二百三十九万円、ざっと税金の六〇%くらい印紙税を払うよりな商社もできているということを言って参りましたので、こういうような実情を政府は一体どういうふうにお考えになっておるか、伺いたいと思います。

○説明員(吉国二郎君)　ただいまのお尋ね、いろいろ内容がございましたが、簡単に分けてみますると、一つは、今度の階級別額の階級別手形に適用することが無理なのではないかといいう点が一つと、それから実績から見ると、政府の見積りは過少ではなかろうかという二つだと存じます。

まず、最初の点でございますが、今回階級別定額税を印紙税手形につきましても適用をいたしましたゆえんにつきましては、先般の内容の説明の際に申し上げたのですが、現在印紙税法でとつております税率は三種類あるわけでございます。一つは定額税率でございます。これは額面金額のいかんにかかわらず、一律に同じ金額で課税をするわけでございます。もう一つは定率でございます。額面金額に比例して課税をするものでございます。これは現在では一つだけ物品切手、いわゆる商品券についてだけ適用になつております。これは定率でございまして、比例税率で、百万円であればかりに一〇%なり十万円、そんな大きなものはありませんが、十万円、千円四万ならば百万円というように比例してかかるて参ります。その中間をなしておられますのが階級別定額税であります。例税はどの税額に比例如いたしませんが、

と申しますか、上にいくほど安い税率になるとという形でとっているのが階級別定額税でございます。現在階級別定額税を適用しておりますのは、不動産の売買所有権の移転に關する証書、それから消費貸借に關する証書、請負に關する証書、運送に關する証書、船舶契約書、こういうものが階級別定額になつておるわけでございます。その中で消費貸借の証書は信用の授受に關する証書でございまして、たとえば銀行が証書貸付をいたします場合にこの証書によるわけでございますが、この場合には階級別定額税が課せられるわけでござります。現在の階級別定額税率は、三万円以下二十円、十万円以下六十円、五十万円以下二百円、百万円以下三百円、五百万円以下千円、千万円以下二千円、五千万円以下五千円、五千万円をこえますと一万円という階級別定額になつております。ところが手形の実際の運用から申しますと、手形が、短期ではございますが、信用授受の機能を中心として動いていることは事実でございまして、銀行の貸付におきましても手形貸付が一番多いわけです。ところがこの手形につきましては、十円の一律の税額しかかかつておらない。十億円借りましても十円、一万元借りましても十円ということになつておるわけでございます。しかも手形の貸付でございまると、手形のたとえば不履行の場合に執行手続その他が消費貸借の証書に比へればほど有利でございます。そういう観点から、しかも転々流通して、貸付金を回収できると

う階級定額であるために、実際の負担が著しく不均衡になつておるわけあります。そこで今回その消費貸借と同じく信用授受の手段としての証書と申すべきものにつきまして同じ扱いをすべきであるといふので、この階級定額をとつたわけでございますが、ただ手形の場合は、実績から申しましても大体三ヵ月程度が貸付期間になつております。証書貸付の場合に比べて三分の一ないし四分の一の負担でないと割合が合いませんので、御提案申し上げたよろな税率にしておるわけでございまして、これは大体におきまして三〇%、消費貸借の証書に対して適用されまする定額税率の三分の一ないし四分の一、たとえば十万円以下のところで申し上げますと、六十円に対して一百円、一三三円、五十万円のところでは千円に対しまして二百円、二〇%といつたよろな、大体三分の一ないし四分の一の軽度の額にいたしたというわけでござります。階級別定額を採用いたしまして理由並びにその内容は簡単に申し上げますればそういうところでござります。

微額の倍額が多くなつております。それは今まで十円張つておりましたものが、二十円、五十円、百円、二百円、五百円、千円といふように額に応じて変えて参りますから、一番高い手形は百倍になるわけでございます。従いまして高い手形ばかり出しておりますところでは、倍率がどうしても大きくなつてゐる。しかしそういう商社、ことに最初に申されました大阪の五十七社と申しますのは、綿、スフの問屋でございまして、その取引の一件当たりの金額が非常に大きいのでござります。先ほどお話をございましたように、全国の手形交換所の手形の平均金額は、全国で、小切手を含めまして二十七万四千円でござります。しかも小切手の方が額が大きいので、手形だけを見ますと、大体二十四、五万ということがあります。となるのでござります。先ほどの五十七社の手形の平均を見ますと、これは二百万ちょっととこえるくらいでござります。ということは、十倍の大きさの手形の分布によつているということになるわけでございまして、たとえばかりに全国の手形が百万円と十万円の間に散らばつているといたしますと、先ほど申されました五十七社の手形は、一千万円と百万円の間に分布いたしておりますということになるわけでござります。そういうふと申しますと、税率が十万円以下のところは二十円でござりますか。百万円以下のところは百円でござりますから五倍になる。それから千万円のところが五百円、それに対しまして、百万円のところは百円でございますか。

ら、そこの十倍の開きはやはり税額にして五倍ということになる。そこで全体の平均を五で割れば、先ほどのは少し小さくなり過ぎましたが、二倍ぐらいいになる。その階級別をそのまま大蔵省で出しました七千四百万枚の枚数に適用いたしまして、糸商で計算をされました数字によりますと、増税額は約百億円になるということを言っておられます。が、その百億円を、ちょうど私が今申しましたような計算で割りますと、五分の一で二十億ということになりますのでございます。これはもちろん、それだからと申しまして、糸商の負担が小さいということを主張するのではないのでございまして、そういう大きさの取引のあるところは大きい税額になるので、全体として平均をいたしますと、実際に全国の手形の平均が二十四万九千円でございますから、それに対する倍数のあらわしはやはり四倍程度というものが正当ではなかろうか、そういう意味では税額の計算には私どもはぼ間違いはないと考えておるわけでございます。

のですが、三十億円以上の商社二つの
の率は、一つが四・七%，もう一つは
六・七%，必ずしも大きい商社だからと
いって負担が多いわけじゃない。ところ
が五千万円のある会社は税金を三百
八十三万円、これは成績のあまりよく
ない会社だそですが、三百八十三万
円払っているのに、今度の改正率だと
印紙税を三百三十九万円払わなくちゃな
らない、つまり税金の六割の印紙税を
払う、六割はこれはもうけようが、損
しようが、確定のコストになる。だから
商社が大きいからといって必ずしも
この負担が多いというものでもなければ
、利益が少なければそれだけ負担の
率は多くなる、実績でたとえば二億円
の会社で四百七十四万円税金を払っ
て、印紙税は改正率で百五十四万円に
なって三・一%，もう一つは一千万円の
会社で三百六十三万円の税金を払って
いるのが、改正率で印紙税は百二万円
で、これも二・八%でありますから、大き
いところは少々払つてもいいのじや
ないかといふような議論がありますけ
れども、それはそんはないかない。またも
う一つ、今の五十七社でも資本金五千
万円以下千萬円までの商社が二十二、
千萬円以下の商社が十二で、一億円以
下が六ヶ、五億以上が十七しかないの
で、必ずしも一億円以上の会社ばかり
ではないということを私は申しておき
たい。なお、八百七社の方の資本構成
を見てみますと、一千万円以下が七百
十八あります、一千萬円以下といえ
ば、政府が今度御提案になる中小企業
團体法のいわゆる中小企業で育成強化
のうちで七百十八まではいわゆる中

小企業、その増税率が八倍になる。一体、大正十二年から三十五年も続いた税金を、一ぺんに定額を階級にして、そして八倍の十倍のという徴収をするということが、果して正しいかどうか。これは事務当局に伺いたいと思います。これ以上、政府委員の方のお話を伺う気はありませんから……。

○大矢正君 最初に私は一つ政府委員に苦情を申し込んでおきたいと思うのであります。が、きよら印紙税法が具体的に審議をされるに当つて参考となる資料が一つもない。どこからももらつかといえは、この印紙税法に反対をする纏維協議会といふところが御丁寧にも資料を先方からくれた。これをもらわなければ質問もできないし何もできない。私は少くとも政府はもと親切に、「これは根拠が薄いかもしない、十万円以下のものの枚数がどのくらいある、その税収入がどのくらいあるか」という点では、なかなかむずかしい点ではあるかもしれないけれども、一応やはり二十億の增收が見込まれるといふことが提案の中に明らかにされるのでありますから、ある程度の根拠になるべき資料は提示をしていただきたいと私は考えております。

そこで、お尋ねしたいのですが、これは衆議院で修正をされまして、三十万円以下の場合は三十円ということになつておりますが、ここに三十万円以下十万円までの間のランクを挿入したと思うのでありますが、いうことは、特に中小企業の手形の現況から考へて、こういう新しいランク

伺つて伺りますと、この三十万円の中のランクというものは、非常に何と申しますか、枚数が多いのではないとかと思ひまするし、それから当然そのことによつて税収の面での大幅な変化もあるような氣もするわけであります、この衆議院の改正案によつて、今あなたが述べられたのは、これは改正以前の政府原案に基く資料であります、修正された以降の数字を発表していただきたいたいと思います。

○政府委員(原純夫君) 修正案による減収額は、大体の計算でござりますが、約三億円前後ではなかろうかと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ
て。[速記中止]

○委員長(廣瀬久忠君) 午後四時一分開会
統き会議を開きます。休憩前に引き

○八木幸吉君 印紙税の改正の問題について大蔵大臣にお伺いをいたしたいと思います。この前私が予算総会で、業者によつては二十倍にも今度の税率で増徴になるというところがあるといふ話をいたしましたら、大臣の方から、いやそぞはならぬはずだといふ話をありました。けさ政府の方から資料をいただきました。その資料によるると、政府でお調べになつたのは、約百社ばかりの実績であるのであります。

が、一億円以上の会社だと約二十三倍になるわけであります。一千円以上以下の会社だと一一・五八倍、それから資本金二百万円以上の会社は九・六倍、二百万円以下の会社は五倍、こういふことになつておるわけであります。ところが私の方の調べは、約千六十五の東京ほか六都市にまたがつての主として織維業者の昨年一年の実績を調べたところによると、約九・一四倍になつております。そういうわけで、相当やはり大蔵省がお考えになつておるのであります。全体の業者に当つてみましてもふえるのじやないか。それで手形交換所の流通の総平均は、約一枚の金額が二十五万になつておる。こういふ御当局の御答弁ですと、やはり十円の印紙税が五十円です。五倍になる。こういうことで、現在七億とすれば、七億三千万枚ですから、ざつと三十六、七億の税収で、政府案より八、九億ふえるじゃないか。こう私は、政府の言わることがかりに正しいとしても、そういうことになる。ところが今度衆議院で、三十万円以下に一本筋を引かれまして、政府御当局では三億円の減だといふお話をありました。三十六万円で線を引かれたので、初めて手形平均のちょうど二十五万円のところもあつて、政府の立場からいって三十億くらいになるのじやないか、こう思うわけであります。ですが、そこで私の大蔵大臣にお聞きたいのは、政府の方のお調べでもうどう二十三倍になるといふことは、これは實に大へんな増徴であります。二百万円以上一千円以下でも十一倍以上になるので、これは中小企業法のいわゆる中小企業のカテゴリーに入るるものでも約十倍になるといふことになります。

うのは、これは税制の改正をしては不
いぶん思い切った上り方なんで、やは
り私はこういう三十五年も続いた定義
のものを階級別にするのですから、相
当おだやかなカーブでいくのが正しい
んじゃないか、こう思いますので、そ
の辺のことを政治的に一つ大臣の御所
見を伺います。

いうお見込みと、織錦関係業者千六十五社の割合とは非常に違つております。そこで私は政府の方が間違つておるとか、こっちの方が正しいとかいろいろなことは申しませんが、私の方は、織錦業者しか資料を持つことができないで、こういう数字が出ておるのでですが、政府はもう少しこういうよろな場合には広く資料をおとりになる必要があると思いますので、かりにほかの資料がどうありますても、とにかく全国で、一千社余りのもので、しかも八百七十七社のうちで七百十数社はやはり相当資料も少いのですから、こういうものが倍、一べんに十倍も税金かからると、ということは、これは相当大きなことですが、八百七社で一千万円以下のもの

七百十八社で、いわゆる中小企業に入るものが七百十八社ぐらい、たくさんある。バーセンテージを占めておるのでありますから、こういう税制の改正は順を追うて、おつかなびつくりでやるというような行き方が、業界にそろ大きな衝撃を与えないことで穏当である。いわゆる、これが何か奢侈的なものであるとか、そういうものなら別でありますけれども、とにかく信用取引の手段、一種の奨励すべきものの方に入るのでし、これが収益にかける累進税というふうになら、とにかくもうかるのですから一向差しつかえないわけですけれども、もうかつても損をして、極端にいえば破産するようなものでもやはり税金は取られるのですから、よほど小さ目を見えておく方がいいのじゃないかと困りますので、先ほど政府委員の方に申し上げましたが、大蔵大臣も御研究願いたいと思います。一番しつかりておる、あるいは資本金が多いと、政

五十七社の昨年一ヵ年に支払った収益税、法人税、その他の諸税金等の総額は十二億六千一百万円、十二億六千一百万円の税金を払つたものは、在來の現行印紙税法では八百三十万円しか税金を払つていない。それが改正案になりますと、一億八百八十万円払つて、つまり収益税の八・五をファスト・コストで取られてしまふ、相当大きな負担じゃないかと思います。ここに極端な例かもしれません、五千万円の会社で一年三百八十三万円の税金を収めた会社の手形から割り出してみると、改正案では印紙税を三百三十万円つまり税金の六・〇%の印紙税を払つておる。二億円の会社が四百七十四万円税金を払つて、百五十四万円の改正印紙税、これは約三割二分、一千万円の会社が三百六十三万円税金を払つて改正税率百二万円の印紙税を払つて、これは二八%、こういったように個々の場合をとりますと、かなり収益に關係ない経費の面で相当今度の改正税率は重い負担になつてゐる、こう思うであります。しかしこのようなことを幾ら申し上げてもこれはせんのないことでありますから、そこで私結論的に簡単に申し上げますが、今年ます衆議院の修正案でいけば、政府では二十四億ぐらいいに収入がなるだらう、こういふお見込みなんですが、かりにこれが五十億も六十億もといふうに非常に政府の思惑よりも収入がふえたというような実績が出てきたら、将来この税率を低減するということを一つここでお聞かせ願いたいと思うのですが、いかがでしよう。

○國務大臣(池田勇人君) 今の八木先生のおつしやいます会社は、おおむね織維関係その他としますれば、非常に取引が織維はかさむものでございまして、一般の会社の分はそういうふうに取引はいかぬと思います。

それから第二の点は、たとえば三百円の印紙税を納めるということになりますと、従来、たとえば十万円納めておつたのが百万円印紙税を納めるといふことになりますと、三百万円の利益が二百十萬円になつてくる。だから印紙税というものは損金になつてきますから、九十万円利益が減つてくるということになります。それから印紙税を安くして利益がたくさん出ますと五十何名か法人税で取られるということになりますから、負担の点につきましては損金を見るので、税の負担が半分以上少くなる、こういうことで一つ御了承願いたいと思います。

第三の点は、印紙税がこの手形の改正等によりまして非常に上つた場合に、何によって上るかといふことがなかなかこれは厄介なことでございまして、印紙税收入は登録税、それから罰金、それから普通の領収書がおもなるもので、今度は手形は十円のところが上りましたら相当ふえるでしょうが、ふえた金額が、手形の改正によつてどうだけふえたかといふことは、なかなか調べにくいのでござります。しかし私は、税金が増収になつたからといふことでなしに、施行してみまして、非常に負担が多いといふうなときには、これは全体の税金のいかんにかかわらず考えなければいけませんし、それから非常に増収になつた場合におきま

ましては、どこを減税するかという問題も一つ考えなければならぬ問題で、全体の問題といたしましては常に注意はいたしますが、私は大体これでいつて、今非常に業者の方々が驚かれるほどには結果は出てこないんじゃないのか。たとえば損金が非常にふえるとか

一、元満州鉄道の社員の退職手当等

支払に関する請願（第一四七八号）

一、揮発油税引上げ反対に関する請

願（第一五二五号）

一、生糸の原糸課税反対に関する請

願（第一五八八号）

五日受理

第一四七八号 昭和三十二年三月十

元満州鉄道の社員の退職手当等支払に

関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七
番地 夫婦

ノ一、一九四 佐藤農

紹介議員 天坊 裕彦君

元南満州鉄道株式会社の日本人社員であつた者が会社に対し有する債権

（退職手当、身元保証金、傷病手当、未払賞与金、共済年功金、退職手当受取延期金、社員貯金及び寄託株券等）を政府において現在の生活費を基準として公正妥当な額に換算の上早急に支払われたいとの請願。

第一五二五号 昭和三十二年三月十

八日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 熊本市花畠町三一 渡

辺幸義

紹介議員 矢嶋 三義君

現行揮発油税率は世界第二位という高率をしめているが、さらにこれを引き上げることになれば、既に担税力の限界に達している自動車運送事業界は崩壊し、わが国産業の不振を招来する原因となるから、揮発油税は現行すべきとせられたいとの請願。

第一五八八号 昭和三十二年三月二

十日受理

品税を新設し、生糸もその原糸課税の

対象とする旨検討中であると聞くが、若しこれが実施されば、採算性に乏しい養蚕業者は増産意欲を喪失しひいては蚕糸業衰退の原因となるから、是非とも生糸を課税対象から除外せられたいとの請願。

紹介議員 森中 守義君

竜之介

臨時税制調査会においては、織維品物

請願者 熊本県議會議長 濱口